

### 令和4年度 施策評価シート

施策の大綱	2. 健康で生きがいを持てる暮らしの充実	評価担当者
基本施策	(4) 障がい者の自立と社会参加の促進	健康福祉部長 小林 恵太
目指す姿	障がいのある人が、自立に向けた支援やサービスを受けながら、住み慣れた地域で自立して暮らしています。	
関連する分野別計画	第2次亀山市障がい者福祉計画	

**■ SDGs**

基本施策に関連するSDGsのゴール	
SDGs推進の考察	障がい者が自立して生活できるよう、教育環境の充実、多様な就労機会を確保を図っている。また、障がい者差別の解消に向けた意識の向上を図り、合理的配慮の拡充を推進するとともに、市民のユニバーサルデザインに対する考え方や意識の醸成等を図りつつ、バリアフリーのまちづくりを推進している。

**■ 関連する主な事業**

(単位:千円)

施策の方向	事業名	上段: 予算額	実績・成果等
		下段: 決算額	
①	障害者総合相談支援センター事業	11,140 ----- 10,640	障がい者(児)やその家族等の福祉に関する各般の問題について相談に応じ、その対応を行うことで、障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援した。
②	福祉医療費助成事業(心身障がい者)	177,500 ----- 158,807	心身障がい者の医療費の一部を助成することにより、対象者の福祉の増進を図った。また、事業を持続的に運営するため、入院時の食事代の助成を廃止するとともに、所得制限を導入した。
①	福祉事業(障がい者支援事業)	1,805 ----- 1,378	重度身体障害者に自動車燃料費用を助成し、福祉の増進を図った。なお、障がい者職場実習事業については、感染拡大のため実施できなかった。
②	給付事業(心身障がい児支援事業)	10,510 ----- 9,849	心身障がい児童福祉手当及び障害児福祉手当を支給するとともに、小児慢性特定疾患児への日常生活用具を給付し、心身障がい児童の健全な育成と福祉の増進を図った。
②	給付事業(障がい者支援事業)	29,507 ----- 28,015	亀山市重度心身障がい者介助者手当及び特別障害者手当の対象者数に変動はなかったことから、例年同様に支給し、福祉の増進を図った。
②	自立支援事業	853,454 ----- 852,865	障がい福祉サービスの給付とサービス事業者の運営支援を行い、地域における障がい者の自立生活を図った。

■ 成果指標

指標	単位	現状値		実績値				目標値	
				R4	R5	R6	R7		
1	障害者総合相談支援センター「あい」での相談件数	件	3,243	R2	3,208				3,800
2	就労移行支援の利用者数	人	29	R2	13				38
3	医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	人	2	R2	1				3
4	グループホーム等の利用者数	人	40	R2	49				50
5									
6									
7									
8									

■ 市民アンケート調査

項目		現状値 [R2]	1次 [R5]	2次 [R6]	市民アンケートの考察
1	バリアフリーのまちづくりが充実している	重要度 1.26			— 令和5年度の市民アンケートの結果を踏まえて、次年度に考察します。
		満足度 ▲ 0.66			
2	障がい者の教育環境や自立支援が充実している	重要度 1.28			
		満足度 ▲ 0.30			
3	障がい者への福祉サービスが充実している	重要度 1.29			
		満足度 ▲ 0.25			
4		重要度			
		満足度			

■ 施策推進 [施策の方向]

施策の方向	施策推進に関する考察
① 障がい者の自立支援	障がい者が自立して生活できるよう、相談支援体制の充実、多様な就労機会を確保を図っており、今後もライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実を図る。
② 障がい者の福祉サービスの充実	障がい者が安心して生活ができるよう、障がいや生活の状態に応じた福祉サービスを提供しており、今後は、地域生活支援拠点等の整備や医療費の負担軽減を図る。
③ 誰もが暮らしやすい社会の実現に向けた取り組み	障がい者差別の解消に向けた意識の向上を図るとともに、合理的配慮の拡充を推進しており、今後も市民のユニバーサルデザインに対する考え方や意識の醸成等を図る。
④	
⑤	
⑥	
⑦	

総合評価

<p>障がい者の自立支援については、障がい者(児)やその家族等の相談に対し、障害者総合相談支援センターによる専門的な対応により、障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援できた。一方、就労や経済面、対人・家族関係に係ることなど相談内容が複雑化するとともに、障がい者の自立のための地域生活への移行における地域全体で支える仕組みが求められており、障害者総合相談支援センターと、相談支援事業を効果的に展開するための体制を見直す必要がある。障がい者の福祉サービスの充実については、日常生活用具等の給付や、訪問入浴、移動支援など多岐にわたる福祉サービスの提供を行い、障がい者の地域生活の支援ができた。しかし、医療的ケア児への支援策の検討を含め、扶助費が年々増加する状況の中で利用者ニーズに沿った持続可能な福祉サービスへの転換の検討が必要である。また、障がい者医療費助成事業については、持続的な運営を図るため入院時食事療養費の助成廃止と所得制限の導入、障がい者に対する差別解消や合理的配慮の浸透などに向けた各種取り組みを行い、市民の理解を得るため周知に努めた。更には、重度身体障害者に自動車燃料費用を助成し、福祉の増進を図ったが、障がい者職場実習事業については、感染拡大のため実施できなかった。誰もが暮らしやすい社会の実現に向けた取り組みについては、障がい者等を取り巻く環境の変化とともに、「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点の整備、障害者差別解消法に基づく差別解消のための取り組みや合理的配慮の提供を進めたが、今後もより具体的な対応等についても検討を進める必要がある。</p>	<p style="font-size: 2em; font-weight: bold;">B</p> <p>まずは進んだ</p>
--	---

今後の展開方針

<p>障害者総合相談支援センターについては、その存在に関して改めて周知の強化に努めるとともに、地域自立支援協議会等における議論を通じて、現在の相談支援体制を検証して課題を抽出し、関係機関との協議・連携を通じて今後のあり方を検討する。その中で、特に基幹相談の持つコーディネート機能を踏まえ、障がい者等が地域で自立した生活ができるための地域生活支援拠点の整備を進める。福祉サービスについては、第2次障がい者福祉計画に沿い、多種多様な利用者ニーズを踏まえた社会状況にも適合した持続可能な福祉サービスへの転換を進める。また、障害者差別解消法に基づく不当な差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の提供等に関し、地域自立支援協議会を中心に検討を進めるとともに、市民への浸透を積極的に図る。</p>
---